⑺　入所定員が26人以上30人以下の場合
　㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　458単位
　㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　727単位
　㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　727単位
⑻　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑼から⒂までにおいて同じ。）　641単位
⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合　596単位
⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合　523単位
⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合　504単位
⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合　487単位
⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合　468単位
⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合　451単位
⒂　入所定員が91人以上の場合　434単位

ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　747単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　733単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　718単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　702単位

注１　（略）
２　（略）
⑴　（略）
⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第１項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
　㈠　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70
　㈡　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50
３　指定入所基準第41条第２項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

⑺　入所定員が26人以上30人以下の場合
　㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　407単位
　㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　675単位
　㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　675単位
⑻　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑼から⒂までにおいて同じ。）　601単位
⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合　556単位
⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合　492単位
⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合　478単位
⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合　464単位
⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合　448単位
⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合　433単位
⒂　入所定員が91人以上の場合　418単位

ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　715単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　706単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　694単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　681単位

注１　（略）
２　（略）
⑴　（略）
⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第１項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

３　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合　148単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合　74単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位